

船首隔壁弁に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正理由

鋼船規則 D 編及び旅客船規則には、SOLAS 条約に基づき、船首隔壁を貫通する管に取付けられる弁（船首隔壁弁）に関する要件を規定している。

2020 年 11 月に開催された IMO 第 102 回海上安全委員会（MSC102）において、船首隔壁弁に関する要件の改正が、SOLAS 条約第 II-1 章の改正として決議 MSC.474(102)として採択されるとともに、当該改正の早期適用を可能とする MSC.8/Circ.1 も併せて採択された。

このため、当該決議及びサーキュラーに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

船首隔壁弁に関する要件を改めた。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

13 章 管艙装

13.2 配管

13.2.5 隔壁弁*

-2.を次のように改める。

-2. 船首隔壁を貫通する管は、以下の(1)又は(2)によらなければならない。

- (1) ~~船首隔壁を貫通する管には、~~乾舷甲板の上方から操作し得る適当なねじ締め又は座若しくはフランジによって適切に支持されるバタフライ弁を取付け、弁室を当該隔壁の船首側に取付けなければならない。ただし、すべての使用状態の下で容易に接近することができ、かつ、その設置場所が貨物区域でない場合には、弁を船首隔壁の後側に取り付けることができる。また、この弁の遠隔開閉装置は省略して差し支えない。
- (2) 前(1)にかかわらず、乾舷甲板の上方から操作し得る適当な遠隔操作可能な弁を当該隔壁の船首側に取付けることができる。この場合、当該弁は、通常閉の状態であればならず、操作中に遠隔操作システムに障害が発生した場合、自動的に閉じるものとするか、又は乾舷甲板の上方から手動にて閉じることのできるものとしなければならない。なお、弁は、その設置場所が貨物区域でない場合には、船首隔壁の後側に取付けても差し支えない。